

社会福祉法人りんどう信濃会
役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人りんどう信濃会（以下「法人」という。） 定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいい、評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいい、併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所として週平均3日以上業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に対し職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 評議員に対する報酬額は別表により定める。
- (2) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給する。ただし、賞与は支給せず、退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入する。
- (3) 非常勤役員については、勤務形態に応じた報酬を別表により支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (4) 業務執行理事で、職員を兼ねる者は、役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法等)

第4条 役員等に対する報酬の支給方法等は、次のとおりとする。

- (1) 月額支給分 支給及び控除等について職員給与規程を準用する。
- (2) 年額支給分 毎年度定時評議員会開催日
- (3) 日額支給分 該当事項発生時

(費用弁償)

第5条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求

のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等の旅費については、法人の旅費規程第5条を適用する。

(日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(役員職務証跡)

第8条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード等職務証跡の作成に協力するものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成13年4月1日から施行した規程は廃止する。

3 この規程は、令和1年7月1日から施行する。

4 令和1年7月1日から施行した規程は廃止する。

5 この規程は、令和3年6月25日から施行する。(定時評議員会決議事項)

別 表

(単位：円)

	役員名	支給単位	報酬額	備 考
非 常 勤	理 事 長	月 額	100,000	週平均 3 日未満勤務
	会長理事	月 額	30,000	
	評 議 員	日 額	5,000	評議員会出席に応じて支給
	理 事	年 額	30,000	理事年間報酬
		日 額	5,000	理事会出席時
	監 事	年 額	30,000	監事年間報酬
		日 額	10,000	監査担当時
5,000			理事会出席時	
常 勤	理 事 長	月 額	350,000	週平均 3 日以上勤務(但し社会保険加入要件等により調整) 職員（再雇用管理職員及び任期付管理職員を含む）である業務執行理事を除く。
	常務理事	月 額	300,000	
	業務執行理事	月 額	285,000	

※ 常勤者については、職員給与規程による通勤手当及び特定処遇改善手当を支給する。

※ 日額については、源泉徴収後の金額とする。